

近代のいわば戦闘的な国家が、二つの大戦や核兵器そして経済的豊かさの達成といった諸条件のもとで次第に変容してきたということであり、そこでは、優先されるべき政治的価値の内容に変化が起こったのである。

福祉国家という政治的構想を支える思想は、リベラリズム・ドクトリンとは両立しえないものなのだ。後期ロールズの理論は、社会的協働を支える政治的価値の重要性を基軸にしている点で通常のリベラリズムの枠を超えた議論を提示していたが、その一方ではリベラリズム・ドクトリンから完全には離脱できていなかったために理論の斉合性が損なわれていた。福祉は何らかの権力的な政治的共同体に準拠しない限り現実化しえない価値であり、そこには政治的共同体の理論(これまでの言い方をすれば国家論)が必要不可欠なのである。

文 献

- Arendt, H. 1951 *The Origins of Totalitarianism*. Harcourt. (1972『全体主義の起源』みすず書房.)
- Daniels, Norman 2000 "Reflective Equilibrium and Justice as Political", pp.127-154, in Victoria Davion and Clark Wolf eds. *The Idea of A Political Liberalism: Essays on Rawls*. Rowman & Littlefield.
- Gray, John 2000 *Two Faces of Liberalism*. New Press.
- Habermas, J. 1995 "Rawls's Political Liberalism" *The Journal of Philosophy*, vol.92, no.3:109-131.
- 井上達夫 1999『他者への自由』創文社.
- 飯島昇蔵 2001『社会契約』東京大学出版会.
- Mouffe, C. 1995(→1998)「ロールズ — 政治なき政治哲学」,D.ラスマッセン編『普遍主義対共同体主義』日本経済評論社.
- Parsons, T. 1978 *Action Theory and The Human Condition*. Free Press.
- Rawls, John 1971 *Theory of Justice*. The Belknap Press of Harvard University Press. (1979『正義論』紀伊國屋書店.)
- 1993 *Political Liberalism*. Columbia University Press.
- 1995 "Reply to Habermas" *The Journal of Philosophy*. vol.92, no.3:132-180.
- Runciman, W. G. and A. K. Sen 1965 "Games, Justice, and General Will," *Mind*, 74:554-62.
- 盛山和夫 1995『制度論の構図』創文社.
- 2000『権力』東京大学出版会.
- 渡辺幹雄 1998『ロールズ正義論の行方』春秋社.
- 2001『ロールズ正義論再説—その問題と変遷の各論的考察』春秋社.
- 左古輝人 1998『秩序問題の解明』法政大学出版会.

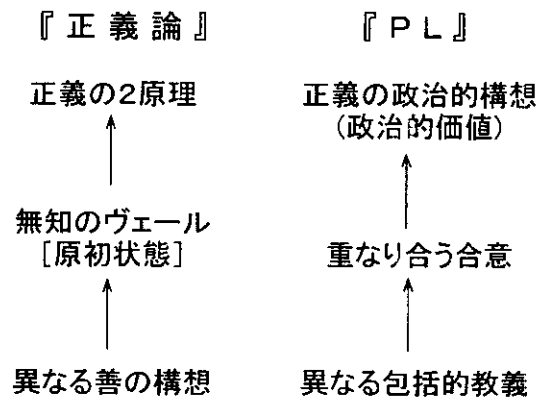


図1. 正義論とPLにおける基本構図

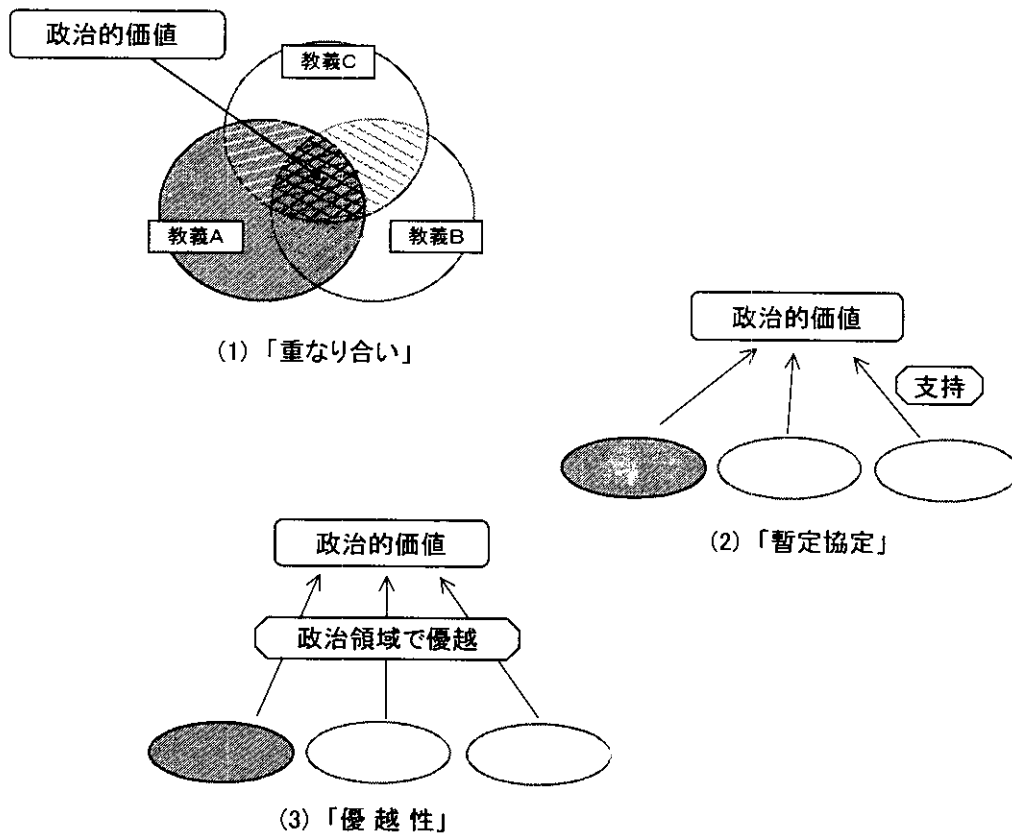


図2. 「重なり合う合意」の3つの解釈

厚生科学研究費補助金（政策科学推進事業）
 （分担）研究報告書
 福祉国家システムのあり方に関する再検討
 （分担）研究者 今田 高俊 東京工業大学

研究要旨 近代社会をリスクの生産と分配という側面から捉える視座について研究するとともに、社会保障をリスク管理という視点から問い直す枠組みについて考察した。近代福祉国家の存在理由を、再分配だけでなくリスクの共同管理に求める視点を提供した。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名
 今田高俊
 東京工業大学大学院・社会理工学研究科 教授

A. 研究目的

福祉国家の在り方について再考を促す機運が高まっているが、新自由主義の主張に見られるような、自己責任という美名の下に市場競争主義を導入して福祉を切りつめるという素朴な論理ではない、もうひとつの福祉国家像を、単なる再分配政策とは異なる次元で定式化することを目的とした。

B. 研究方法

1980年代の半ばに話題となったウルリッヒ・ベックの『リスク社会』をベースにして、リスクの生産と分配という視点から福祉を位置づける試みをおこなった。特に、リスクを市場経済的に処理することの限界を論じ、市場メカニズムに乗らない形のリスクの生産と分配について、どのように対処すればよいか、また個人の責任に帰することのできないリスクについて、環境問題との関連で議論することの重要性を指摘する立場を採用した。

（倫理面への配慮）

該当せず

C. 研究結果

リスクには環境的リスク・技術的リスク・社会的リスクを区別することを明らかにした。また、富とは異なりリスクは、原則として、貧富の差や権力の差を超えて分配され、しかも直接個人に向けて分配される特徴があることを指摘。これらは近代の自己加害のメカニズムとして定式化されるものであり、リスク社会は単純な近代とは区別された再帰的近代に特徴的な位相であり、近代に対する反省とリスク応答的な社会の在り方を模索すべき時代に立たされていることが明らかになった。また、リスク管理という視点から福祉国家を見直すために、再帰性のメカニズムによる対処法が必要であることが明らかになった。その具体例として生態系の原理のひとつである《フリー・ランチはない》をヒントにして、リスク・アセスメントとリスクの生産者への還元という仕組みの制度化が有効であることがわかった。

D. 考察

リスクはネガティブな福祉であり、必ずしも自己責任によって対処しきれないそれがある。自己責任として処理すべきリスクと共同管理すべきリスクの仕分けが必要である。また、富の分配と同様に、リスクの分配にも不平等が発生する可能性があり、

これについてさらに考察を進める必要がある。

E. 結論

リスクの共同管理としての福祉国家像について議論を詰めることが、新たな福祉国家を模索する上できわめて重要であることが分かった。

F. 健康危険情報

該当せず

G. 研究発表

1 論文発表

著書

今田高俊『意味の文明学序説』、東京大学出版会、2001. 10.

論文

今田高俊, 2002, 「リスク社会と再帰的近代—ウルリッヒ・ベックの問題提起」海外社

会保障研究, No.138, 63-71.

2 学会発表

今田高俊「リスク社会と再帰的近代」《福祉国家と規範理論コンファレンス》2002年3月8日(金)～10日(日)於：山口大学

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得
該当せず
2. 実用新案登録
該当せず
3. その他

リスク社会と再帰的近代 ——福祉国家像を見直す——

今田高俊

福祉国家の在り方について再考を促す機運が高まっている。現在、新自由主義の主張に見られるような、自己責任という美名の下に市場競争主義を導入して福祉を切りつめる議論が優勢である。しかし、こうした議論は素朴というほかない。もうひとつの福祉国家像を、単なる再分配政策とは異なる次元で定式化することが求められる。その論点として、ウルリッヒ・ベックの著書『リスク社会』で提示された、リスクの生産と分配という視点から福祉を位置づける試みが重要である。リスクを市場経済的にのみ処理することには限界がある。市場メカニズムに乗らないリスクおよび個人の責任に帰することのできないリスクの生産と分配について、どのように対処するかがポイントである。

1. 福祉国家を問い直す

1970年代に進んだ大衆民主主義化の流れと福祉国家の充実は「大きな政府」をもたらし、公助への依存体質の高まりにより政府の赤字財政を膨らませた。1980年代に入るとこれが深刻な問題と化し、「政府の失敗」として位置づけられるようになった。こうして、米国のレーガン大統領、イギリスのサッチャー首相、日本の中曽根主張らにより、「小さな政府」を掲げる新保守主義がその影響力を増していった。規制緩和や民営化の路線が声高に叫ばれ、肥大化した福祉の縮小が話題にされるようになった。

1990年代に隆盛となった、市場原理主義をスローガンに掲げる新自由主義は、新保守主義の延長線上にあり、競争原理によって規制緩和や民営化および福祉への公共支出の削減を徹底しようとする。その特徴は、新保守主義が抱えていたイデオロギー的側面、すなわち社会の規律を回復し、古き良き家族やコミュニティの復活をはかるべきだとする旧秩序へのノスタルジーを払拭したことにある。

新自由主義の主張によれば、資本や商品・サービスの移動を自由にする、すなわち規制緩和が経済成長をもたらし、すべての人びとに幸福をもたらすのだという。「小さな政府」を実現するために、教育や健康保険などの社会福祉サービスへの公共支出を削減し、環境保護や年金問題や労働現場での安全対策など、利益低下につながる可能性のあるものについて、政府による規制を緩和すべきだとする。そして、公益や共同体という概念に代えて「自己責任」を強調する。しかし、自己責任という美名の下に、様々なリスクを無批判的に個人へ転嫁することは許されない。粗野な自己責任論は、社会的弱者に医療・教育・社会保障を自分でどうにかせよと圧力をかけることであり、そうできない場合は自業自得とみなすことである。世界の人々のうち新自由主義からの利益を享受するのは少数であり、大多数は「痛み」に耐えるだけの生活が待っている。これでは民主主義の退行には

かならない。

「政府の失敗」を市場によって単純に肩代わりすることは、再び「市場の失敗」による困難を招くことになる。さらに今回は、少数の勝ち組と多くの負け組をグローバルな水準で生み出す可能性が高い。弱肉強食型の競争原理を掲げる市場主義は、公共性の問題を競争の公正さと敗者のためのセーフティネットに矮小化する（セーフティネットの提唱は新自由主義からのものに限定されないことをことわっておく）。公共財の配分や公益サービスの提供など、市場メカニズムによって処理できない外部（不）経済の問題を棚上げすることは、「市場の失敗」に対して見て見ぬ振りをすることに等しい。それは公益性ひいては公的福祉を閉ざす力学を容認することだ。公益性を欠いた社会運営は、人々から連帯感と共生の観念を奪い取り、殺伐とした人間関係を強いることを忘れてならない。

新自由主義の特徴である、小さな政府という命題は、社会的連帯を育む役割を市民社会に委ねようとする。福祉国家は市民社会の秩序を破壊し、個人の自律的活動を原動力とする市場こそが社会に福利をもたらすとする。新自由主義の真骨頂は「福祉国家への敵意」にあり、市場主導の経済成長こそが福祉の原点である。

以上のような福祉国家抑制論の潮流に対し、福祉を再分配問題と捉えてきた従来の考え方を転換して、「リスクの共同管理」としての福祉という視点が提出されるようになった。福祉国家の発想は、社会民主主義の流れを基礎とするが、このサイドから提起された『第三の道』としての福祉像は、再分配を中心に据えた福祉からリスク管理を中心に据えたポジティブ・ウェルフェア社会である。

新たな社会民主主義の福祉レジームを構想するアンソニー・ギデンズは、「個人ならびに非政府組織が、富を創造するポジティブ・ウェルフェアの主役」であるとし、経済的給付や優遇措置ばかりに依存しない福祉を構想する。¹ そして従来の福祉国家は、技術進歩や単身世帯の増加等に起因する新しいリスクにはまったく無力であるとし、リスク回避に焦点を当てるのではなく、リスクを積極的に引き受けてこれを管理することが必要だとする。いわく、「有効な（個人または集団の）リスク管理は、リスクを最小限にしたり、リスクへの自己防衛を意味するだけではない。リスクのポジティブでダイナミックな側面を活用すること、リスクの引き受け手に対して報奨金を供与すること等を、リスク管理の一環と心得るべきである。」² その指針となるのが、可能な限り人的資本に投資する「社会投資国家」構想である。

こうした発想は、社会民主主義の新自由主義への歩み寄りを表すものであるが、リスク管理としての福祉への転換を進めるには、リスクについての立ち入った考察が必要である。リスクは積極的に引き受けるべきだと単純に決めつけることは危険ですらある。まず、積極的に引き受けるべきリスクと回避すべきリスクの線引きがきちんとなされなくてはならない。また、個人レベルで引き受けるリスクと集団（国家や家族）レベルで引き受けるべきリスクの仕分けも必要であろう。さらに、社会投資がどのようなみでリスク管理につながるのか、リスク管理が経済学でいわれる利得確保のためでなく、人的資本の向上につ

ながるために必要なことは何か、についての検討を必要としよう。そこで本稿では、リスク社会に関するウルリッヒ・ベックの議論に依拠して、リスク管理としての福祉を考察するための基礎づけを試みることにしよう。

2. リスク社会という視点

近代の旺盛な経済活動が自然の驚異を克服し、人類に富と生活の安寧をもたらすと信じられたのは、20世紀なかばまでである。それ以降は、地球環境問題を契機として、過剰な産業生産が生活基盤を破壊するリスクをも同時に生産していることが自覚されるようになった。産業社会は富の生産だけでなくリスクをも生産し分配する。

1986年に出版された『リスク社会』で、ベックは豊かさを生み出す近代産業社会が、同時にさまざまなリスクを生み出し、これを人々に分配して、われわれの生命と社会関係をむしばむ時代を迎えていると主張した。この書物は旧ソ連のチェルノブイリ原発事故直後に刊行されたこともあってベストセラーとなり、社会的リスク研究の機運の高まりのきっかけとなった。

リスク概念は、ベックにより社会理論のキーワードにまで高められたといっても過言でないが、従来は工学ないし自然科学の分野でリスク評価という側面から扱われるのが主流であった。災害と安全性の科学、原子力工学、公衆衛生学の分野で、事故率の計算、許容値や限界値の設定などを数量的に評価するために使われてきた用語である。最近では、経済学や経営工学でも頻繁に用いられているが、ポートフォリオ理論に見られるように、その手法はリスクを最小限に抑えて投資効率（収益）を上げることが主眼である。これらの分野が扱うリスク概念には、ベックのいう富の生産・分配からリスクの生産・分配へという視点は見られない。

リスク (risk) とは人が何かをおこなった場合、その行為にともなって起こる危険を意味する。事故や災害など危険な出来事をあらわすデンジャー (danger) とは異なり、リスクは何らかの意思決定 (人為的な企て) から帰結する危険を意味する。リスクの類型には、地球温暖化や生態系の破壊など環境的リスク、遺伝子操作や原子力発電や食品添加物など技術的リスク、および治安の悪さや就労形態の不安定化 (失業を含む) など社会的リスクが含まれる。産業社会の進展とともに、これらのリスクが生産され、個々人に分配されることに無関心ではいられなくなってきた、というのがリスク社会の視点である。

ブーメラン効果と科学の過失

ベックによればリスク社会の到来は、近代産業社会の高度化により必然化したものであり、豊かな社会を実現するための営み自身がもたらしたものである。「富を生み出す源としてかつて大いに脚光を浴びた原子力や遺伝子工学は予測し得ない危険の発生源」となり、「生命の自然的基盤に対する脅威と破壊」として現れる。³ 分かりやすくいえば貧困克服の努力がリスクを生むという「自業自得」のメカニズムが顕在化していることである。

こうしたリスクは初めのうちは潜在的な状況にあったが、時代を経るとともに可視化するようになった。森林の枯死、スモッグや有害物質に汚染された建物、河川や海の洗剤汚染などがそれである。科学技術は「産業が世界中で空気、水、食品を汚染し、それによって植物、動物、人間を弱らせ死に追いやるのを堂々と支援しているのである。」⁴ これまで科学技術の関心事は生産性の向上という呪縛に陥ってきた。このことがリスクを生産しておきながら、それを正しく認識できなくさせているのである。

「一方で生産性向上につながれば、他方では病を作り出す」という副作用の叫びに無関心を決め込むことはできず、またそうしてはいられない、というのがベックの主張である。というのも、リスクの分配の特徴は富の分配とは構造的に異なり、《ブーメラン効果》を持つからである。つまり、リスクはそれが拡大する過程で、それを生み出し、それから利益を得ている者をも襲うことだ。リスクの前では、富者も権力者も安全ではない。なるほど、収入・権力・教育のある豊かな者は、リスクからの自由を金で買うことができるが、それは緊急避難的でしかなく、いずれは彼らにもそれが及ぶようになる。「危険には、いくつもの階層もしくは階級に集中するという不公平が確かにある。それは富の分配の結果と似ている。しかし危険の分配は本質的にまったく別の論理にもとづいている。すなわち、近代にともなう危険にあつては遅かれ早かれ、それを創り出すもの、それによって利益を受けるものも危険に曝されるのである。」⁵ リスクの生産と分配は、特定の階級や集団が特権的に回避することはできない特性、すなわち自らに回帰してくるブーメラン効果を持つ。さらに、リスクには地球的規模へと拡大する傾向が内在しており、先進社会と開発途上国の格差をも無視して無差別に分配される。もちろん、貧富の差という階級状況と危険状況が重なり合って、リスクの不平等分配が進み、貧困層や弱者が多くの被害に遭うという悲劇は存在する。これは新たな不平等問題になるが、富の場合と異なって、リスクに曝される状況は原則として時と場所と階層に関係しない。

リスクは富のように明確に知覚できないことが特徴である。お金と違って、放射線や有害物質は簡単に知覚できない。健康を損なうものや自然を破壊するものは、個人の感覚能力では認識できないものが多く、専門家による分析と論証に依存しなければならない場合がほとんどである。また、その手続きについて素人は正しく理解することが困難である。それ故、リスクに対して手心を加えた対応がなされる潜在的可能性がいつも存在する。つまり、リスク評価の在り方自体にリスク（ごまかす、甘く見つめるなど）が存在することだ。

例えば、薬害や公害に関する因果関係の特定をめぐる困難にこれが現れる。危険であることを言明するためには、実証性という視点から原因物質と危険の因果関係の特定を要求される。しかし、因果関係を実証的に確認するというのは多くの場合きわめて困難である。話は逆で、リスク評価の専門家は当該問題に関して、原因物質と危険のあいだに因果関係がないことをあらゆる側面から論証し証明すべきなのである。しかし、実証主義の立場に立つ近代科学では、こうした手続きは採用されない。因果関係があることを証明しなけれ

ばならないとされる。このことがリスクの生産と分配に関して無神経となる原因となり、その拡大生産を許してしまい、リスクの普遍化を加速するのである。科学技術が「危険を生産しておきながら、それを正しく認識できない大きな理由は、科学技術の合理性が『経済しか見ない単眼構造』にある」からであり、「危険に盲目」だからである。⁶

リスクの個人への転嫁

リスクは生命を脅かす環境的・技術的リスクに限定されない。これまで人間生活を支えてきた、男女関係・家族や職業労働の在り方についてのリスクも高まっている。社会的リスクに関するベックの視点は、近代化により一層の個人化が進むことで、リスクは共同体や集団を通り越して、直接個人に分配される傾向が高まることである。つまり、リスク分配に関する緩衝地帯がなくなり、リスクの個人への転嫁が進むことだ。

ベックによれば、先進社会における人々は既に階級社会を超えた関係のなかに生きているという。第二次大戦後の経済発展により、全体として収入が増え、教育水準が上昇し、社会移動や権利も増大した。その結果、日常生活における階級アイデンティティや階級との結びつきは弱体化ないし消滅した。いわく、「人間を解放する傾向と人間をばらばらにする傾向をせき止める二つの大きな『堤防』—— 窮乏化による階級形成あるいは身分による共同体化を通じての階級形成 —— は、福祉国家の発展とともに破壊された。その結果、身分や階級や階層といった伝統的大集団カテゴリーでものを考え探求することの信憑性が疑問視されるようになった。」⁷ こうした現象は近代化が個人化を進めることにより引き起こされたものである。大衆民主主義と福祉制度の充実が個人化を進める触媒作用として働き、その結果、リスクも個人に直接分配されるようになった。

その典型が失業に見られる。「大量失業は、個人化という条件の下では、個人的運命として人間に負わされる。人間は、もはや社会的に公然とした形ではなく、しかも集団的にでもなく、個々人の人生のある局面において、失業という運命に見舞われる。失業という運命に見舞われた者は、自分一人でそれに耐え忍ばなくてはならない。」⁸ 失業が私的なことがらに転嫁され、個人的な人生の失敗として個人を襲うのである。しかも、失業はしばしばハンディキャップを背負った人々—— 子供を持つ有職女性、低教育層、病人、中高年、外国人など —— に襲いかかるが、これらは失業統計ではきちんと把握されない。それが社会的な問題であるにもかかわらず、リスクが自己責任という美名の下に個人に転嫁されてしまう。

職業労働におけるリスクの個人への転嫁（分配）は、失業だけでなく、非典型雇用にも現れる。雇用の流動化という名の下に進められている就業形態の多様化は、企業リスクを働き手に分散（転嫁）する試みである。昨今、日本では、契約社員、パートタイム労働、派遣労働、フリーターなど、従来の雇用契約や勤務形態とは異なる就業形態が増加しているが、これらは失業とは言えないにしても、いわゆる正規就業でもない働き方である。

非典型雇用については2つの見解が存在する。第一は、従来の画一的な9時－5時労働

をゆるめて、勤労者の生活形態に合わせた柔軟で多様な働き方を約束し、生活にゆとりをもたらすという見解である。第二は、かつて女性のパートタイム労働が雇用調整の格好の対象とされたように、企業の合理化対策のターゲットにされる不安定就労であるとする見解である。どちらの見解にもそれなりの説得力があるが、共通するところは、雇用形態にまでリスク分配の問題が及んでいることだ。前者は専門技術職や管理職には向いているが、一般の従業員にとってはなにかば失業を抱え込むことであり生活不安の原因となる。後者の見解は、非典型雇用が伝統的な正規労働の雇用を確保し失業を抑止するために考え出された案で許せないとする意見だが、これに反対して安定就労を確保しても、企業の（国際）競争力が弱体化して倒産に至れば失業という悲劇を迎えることになる。

ベックはこうした非典型雇用を「部分就業」と呼んで「完全就業」から区別し、職業システムの「体制の変化」として捉えている。この部分就業は、差し迫った合理化のうねりのなかで、従来の就労形態を特徴づけてきた3つの支柱——労働法・勤務場所・勤務時間——が確固としたものでなくなりつつあることの現れである。柔軟で多様な部分就業は、失業というリスクを勤務システムのなかに統合することであり、従来の意味での失業ではないが、新たなリスクに満ちた不安定就労状態を出現させることである。「これまで正反対のものと見られていたもの—フォーマルな労働とインフォーマルな労働、労働に従事している状態と失業状態—が融合される。そして、将来は、部分就業という柔軟で多様で危険に満ちた形態の新しい種類のシステム」が形成され、労働市場の分裂が生じる。⁹

個人化の力学は、人間生活に「内的安定」を与えてきた家族にもリスクを分配し、家族の分裂という危機を引き起こすようになる。性別役割分業の是正を訴えるフェミニズム運動の高まりにより女性の自立が進んできたが、多くの男性は口では平等を言うが実行がともなわない状況にある。多くの男性は、男女平等を実現しつつ、しかも旧態依然とした性別役割分業を維持できると考えて（願って）いる。こうしたなかで、従来の結婚観と家族形成の在り方は崩れざるをえなくなる。というのも、「男性も女性も経済的に独立した存在でなくてはならず、またそれを望んでいる場合には、核家族の伝統的役割配分や職業労働や社会保障や都市計画や学校といった制度のもつ構造のなかでは、ことはうまくいかない。それらの制度の構造は、まさに性による身分配分という土台をもつ核家族の伝統的イメージを前提としているからである。」¹⁰

近代の市場は個人化を推進する力学を持ち、究極においては、結婚も家族もない社会を仮定している。職業従事者は市場の要求にこたえられるよう、自由に移動可能な存在でなくてはならない。ところが、伝統的な核家族の規範は性別役割分業にもとづいた家事や子供の世話や地域に根ざした人間関係を前提にしているため、市場の要求に対する足枷になる。だから、結婚にも家族にも拘束されない孤立した個人となるような圧力が、特に女性にかかる。このため、夫婦とその子供からなる核家族は分裂へ向けたリスクを背負わされることになる。「体系的に作り出された女性の平等に対する期待と、職業と家族における不平等という現実との間の矛盾は、結婚と家族の内側や外側にある私的領域に転嫁されて

いる。」¹¹

ベックによれば、男女間の「世紀の紛争」は増大し続けるという。というのも、男女間の分裂のリスクを、個人的で私的な結婚や家族の問題に転嫁する構造が見られるからである。「個人的なことは政治的なこと」というフェミニズムの訴えが、正当性を持つのはこの点においてである。市場が内包する個人化された存在様式が貫徹するにしたがって、この存在様式自体が結婚や家族形成にとっての障害となる。女性は自立を求めるが、それでもなお結婚し子供をもうけることを望んでいる。しかし、これでは自分の人生設計のなかに、良き伴侶を入れることが難しくなる。

こうした事態を自己責任という美名の下に無視し放置している社会の仕組みが問い直されねばならないのである。ベックが言うように、配偶者のことを考慮に入れた労働の移動性が制度化され、それによってキャリアに不利にならないよう配慮すべきである。職業安定所は、単に本人の職探しの相談にのるだけでなく、家族のための職業相談や職業紹介をおこない、政府も配偶者のことを考慮した職業キャリアのモデルを確立するよう企業に働きかけるべきである。リスクには個人的に引き受けるべきものと集的に引き受けるべきものが存在する。この線引きをきちんとすることで、従来の性別役割分業を超えた新しい男女平等を達成することが重要である。

3. 再帰的近代と自己加害

上記のようなリスク社会論の背景には、近代社会に関する位相転換の認識が存在する。ベックによれば、もはや近代社会は進歩と啓蒙を楽観視する状況にはない。リスク社会論に対応する近代はいわゆる「産業化論」が扱ってきた近代とは異なる位相に位置するものだ。彼は近代の位相を、前近代、単純な近代、再帰的近代の3段階に区別している。前近代から単純な近代への移行を推進してきたのが産業社会論である。これに対し、リスク社会は、単純な近代における産業化が隠蔽してきた「副作用」に焦点を当てた社会である。そのメカニズムをあらわすのが再帰性であり、ベックはこれを近代の「自己加害」として定式化する。要するに、再帰的近代は「リスク社会」と対応する近代である。

ベックのいう再帰的近代の要点は、近代化が徹底することにより「近代性の自己加害」（副作用）として、リスクの生産と分配が進むことにある。注意すべきは、彼が意識過程としての反省（reflection）と行為や作用の自己適用としての再帰性（reflexivity）とを明確に区別していることである。単純な近代に見られる反省理論（reflection theory）と再帰的近代における再帰性理論（reflexivity theory）とは異なる。単に反省するというのではなく、それとは無関係に、人間が加えた作為がめぐりめぐって自己に跳ね返ってくること、すなわち自己言及作用により負の影響が自らに及ぶことである。

再帰性は負の影響が回帰してくる現象に限られないが、ベックは近代批判の視点として負のそれに意図的に焦点を当てるのである。このあたりの事情を彼は次のように述べる。すなわち、「モダニティの反省理論の典型的な前提は、……社会の近代化が進めば進むほ

ど、行為の担い手（主体）は、みずからの存在の条件に反省を加え、こうした反省によってその条件を変える能力を獲得していくようになるという命題に、単純化できる。この命題とは対照的に、モダニティの再帰性理論の基本命題は、ごく単純化すれば、次のようになる。つまり、近現代社会の近代化がより一層進展すれば進展するほど、産業社会の基盤はますます解体され、浪費され、変化をこうむり、危機に曝されていくという命題である。前者との違いは、産業社会のこうした成り行きが反省なしに、つまり知識や意識が及ばないかたちで生じうるという事実にある」と。¹²

要するに、ベックは知識や意識過程に代表される反省とは区別された自己適用、自己加害としての再帰性を問題にしている。再帰性は必ずしも知識や意識過程としての反省をもたらすとは限らない。それは、行為の意図せざる結果や悪循環などに代表される自己適用ないし自己触媒のメカニズムをあらわす。さらに言えば、自己言及における逆説的な帰結や矛盾をも想定している。であるからこそ、再帰的近代化では「近代性の自己加害」としてのリスク社会が問題とされるのである。自己加害としての再帰性は、日本語でいう「自業自得」にあたる。自らの行為によってその報いを受けることである。「再帰的近代化とは、発達が自己破壊に転化する可能性があり、またその自己破壊のなかで、ひとつの近代が別の近代化をむしばみ、変化させていくような新たな段階である。」¹³

再帰的近代とは、言葉の定義上、近代の営み自身を問題化することであり、また近代文明が自ら招いた欠陥とリスクを対象とすることである。したがって論理的には、近代文明を脱正当化することにつながる議論である。ベックは近代化についてオーソドックスな定義を踏襲しており、機械技術を用いた工場生産制度の導入としての「合理化推進力」とこれが及ぼす広範な社会的影響のことを想定している。¹⁴ 近代がもたらしめている自己加害を克服するには、もはや通常の意味での近代の枠を抜け出さなければならない。合理化推進力としての近代を前提とする限り自己加害は果てしなく続くはずだからである。しかし、ベックはポストモダン論のように近代を超えた文明社会を想定しない。その理由は近代かポストモダンかをめぐってなされている議論の不毛さにうんざりしているからである。この不毛な議論を抜け出すために、再帰的近代という概念を導入するのである。

では、再帰的近代が内包する自己加害作用を取り込んだリスク社会はどのように人々を結びつけるのか。リスクを政治問題としてどのように扱うのか。ベックは「不安による連帯」と「サブ政治」という視点を提示する。再帰的近代においては、社会は階級社会からリスク社会へと変質しているため、かつてのように困窮による連帯はもはや機能せず、不安による連帯に取って代わるといふ。いわく、「危険社会の基礎となり、社会を動かしている規範的な対立概念は、安全性である。危険社会には、『不平等』社会の価値体系に代わって、『不安』社会の価値体系が現れる。平等というユートピアには、社会を変革するという、内容的にも積極的な目標が多い。一方、安全というユートピアは消極的で防衛的である。」¹⁵ 要するに、不安の共有によって連帯が生じ、これが政治的な力となることである。

リスクに対する不安は、個々人の生活の安全に立脚したものであり、階級闘争のような被抑圧集団の解放に立脚したものではない。したがって、解放の政治という近代の大きな物語とは異なる政治が求められることだ。解放の政治の特徴は、社会生活を固定した伝統や習慣の拘束から解放することを焦点とするだけでなく、搾取や不平等や抑圧を取り除くような権力や富の再分配、および正義や平等や参加の倫理的要求を実現することにある。解放の政治は主として富や権力など所有問題にかかわる政治である。これに対し、ベックのいうリスク社会では、生活政治が前提になる。私は拙著で、リスク社会とは別の視点——近代の機能の文明から意味の文明へのメタモルフォーゼという視点——から、近代社会の位相が所有関心から存在関心へシフトしており、これにともなって階級政治（解放の政治）から生き方や存在を問題にする生活政治への転換が進むことを論じた。¹⁶ ベックのいうリスク社会は安全という生活上のリスクに立脚している点で、生活政治の範疇に入るものである。

不安の連帯による政治的な力は、ベックが「サブ政治」と呼ぶものの高まりをもたらす。サブ政治とは、比喩的にいえば従来のような「上からの政治」ではなく、「下からの政治」である。上からの政治とは、議会制民主主義にもとづいて権威を付与された政治=行政システムがおこなう政治である。これに対し、下からの政治とは、議会や行政を通してではなく、（1）科学技術や企業や医療の分野でなされる意思決定により政治力が発揮されること、および（2）これらに対抗する形での市民運動、専門家集団、ボランティア、NPO・NGOなどの発言の機会と権利が増大して政治的影響力を持つことをあらわす。ベックは両者をともにサブ政治と呼ぶのだが、彼が期待しているのは後者のサブ政治、対抗的サブ政治である（彼は『リスク社会』では、サブ政治を専ら（1）の意味で使っているが、『再帰的近代化』では（2）の意味で用いているため紛らわしいが、本稿では専ら後者として扱う）。というのも、前者はリスクを生み出すサブ政治であり、後者はリスクに対して異議申し立てをおこなうサブ政治だからである。いずれにせよ、従来は、政治と非政治という線引きが明確になされていたが、再帰的近代では政治でもなく非政治でもない、逆に政治でもあり非政治でもあるような政治空間が登場する。

サブ政治は「さまざまな分野での文化的、また社会的なサブ政治——メディアの受け手たる大衆、司法、プライバシー、市民運動、新たな社会運動——がなかば制度的に保証され、なかば制度を無視して表現される新たな政治文化」のことである。¹⁷ こうしたサブ政治は、技術=経済システムの高度化にともなって発生したものである。経済はますます高度な技術に依存するようになるため、議会での意思決定が空洞化し、科学技術の専門的判断に依拠せざるをえなくなる。このため、テクノクラートが実質的に意思決定の多くを担うことになり政治の機能喪失と空洞化が引き起こされる。このこと自体が既にサブ政治でもあるのだが、こうした領域では従来非政治と見なされていたことが実質的に政治的な課題となる。リスク社会では、リスク回避という目的を持ったサブ政治により新たな公共空間の形成がなされることになる。管理装置が肥大化した機能社会はさまざまなリスクを

抱え込むようになったが、不安の共有が個々人の連帯を可能にする。NPO活動やボランティア活動のネットワークは、こうした連帯感に支えられたリスク回避システムとして意義がある。また、このネットワークは、政治や行政や経済システムと対立関係にあるのではなく、それらとは独立しかつ協力関係にあるシステムになりうる。リスク回避による連帯とサブ政治。これは再帰的近代の特徴である。

4. リスク応答的社会へ

経済の原則によれば、リスクにはビジネスチャンスがあり、ハイリスクにはハイリターン
の好機が隠れている。また、リスクは分散して管理すべきだとされる。しかし、こうした原則は市場競争になじむものにしかあてはまらない。実際、これまで経済はビジネスと関係しないリスクの生産と分配について無関心を装ってきた。リスクをビジネスにしている経済として、警備保障会社、企業格付け、証券会社、損保・生保会社などがあり、これら以外にも一般の企業で、ポートフォリオ理論を用いてリスクを分散させる事業の再編や投資行為がなされている。市場経済はリスクをビジネスチャンスに変える食欲を持つが、それはリスクを分散させているだけで、リスクを減少させているわけではない。それはリスクの犠牲者と、リスクから利益を享受する者との分裂を促進しているに過ぎない。また、経済を中心に進められているグローバル化は、リスクを世界中にまき散らしている。グローバルな自由主義のドグマにより、世界的な規模で犯罪の多発を引き起こし、貧富の拡大と社会不安を高めている。技術=経済システムは金儲けにつながらないリスクに関しては無関心であるか、少なくとも応答的でない。

ベックはリスク生産については鋭い告発をおこなっているが、リスク社会に対してどのように対処すべきかについては常識の域をそれほど出していない。というのも、彼はリスク社会が問題となるのは、近代化が半面的にしか実現していないからであり、科学や政治や家族や経済（労働）の分野で、本来の近代化を徹底すべきだとしているからである。

では本来の近代化とは何か。それは自由と平等の理念にもとづいた民主主義のさらなる徹底である。具体的には、女性の労働市場への進出、「科学的合理性の魔力」からの解放、進歩信仰からの脱却、議会外での政治文化の高揚により、半面的にしかおこなわれなかった近代の完全な実現を試みることだとする。これらの試みがなぜ近代の論理に本来的に含まれるのか、論証すべき課題であるし、疑問となる点であろう。これらは近代の進歩的啓蒙思想に対して既に多くの論者によって提示されてきた批判的観点ではなかったか。また、技術=経済システムが進めるサブ政治を民主主義化する必要性が指摘されている。ベックにとって近代とは民主主義的な社会形態を推進することである。だから、技術=経済システムを含め各分野について「近代化を統制する議会」を構想して、専門家や市民グループによるチェック機能を高めることが必要だとする。さらに、民主主義的な諸権利の改善と保証をおこなうために「福祉国家のエコロジー版」を構想すること。科学による合理性の独占を排除することで自己懐疑の原理を復活すること。男性による職業の独占を排除して

平等原理を推進すること。専門の枠を取り払い大衆の参加を得て、議論と検討をおこなうこと。企業内での経験について技術者が、自分たちの作り出したリスクについて報告できるようにすること。自己批判の機会を制度化すること、などである。要するに、ベックは自己反省的（再帰的ではない）なメカニズムを社会に組み込むことを提案しているのである。それはリスクに対して応答的になることである。しかし、この処方箋は、リスク生産に対する鋭い告発とは違って、きわめて穏健である。意識的な反省過程とは区別された、再帰的過程としての自己加害のメカニズムを解明した本論とは対照的に、リスク社会の処方箋は反省過程に後退している。

再帰的近代の自己加害に対処するには、リスク生産とは逆向きの再帰過程を対置するのが筋であろう。そのような視点として有効な視点は、生態学（エコロジー）における『閉じた輪』（バリー・コモナー）の論理である。¹⁸ リスク応答的であるためには、環境問題からの教訓を、社会活動の場面に応用することである。このことはベックの著作にも暗黙裏に入り込んでいるのだが。

コモナーによれば「ただ飯（フリーランチ）はない」という生態系の法則がある。地球生態系は資本を投下して利潤を上げるという経済原則にはなじまない。生態系は閉じた輪を形成しており、そのなかではトータルで利得も損失もなく、収支勘定はプラス・マイナスがゼロである。したがって、自然を開発して収益を上げた場合、必ず損益という「付け」が生態系のどこかに回される。人間の作為によって生態系から引き出されるものは、すべて代価を支払って償う必要があることだ。リスクも同様に必ずどこかへ行かねばならない。リスクを分散させてもなくなるわけではない。どこかで首尾よくリスク回避がなされても、それは必ずどこかに回される。全体的なリスク回避の王道はない。この原則をしっかりと心に刻み、代価を支払う覚悟をすることが重要である。

現状では、リスクの生産と分配についての知識はほとんど蓄積されていない。リスク回避の知識といっても、利己的な動機を満たす視点からのものでしかない。したがって、国民はどのようなリスクが、いつ、どこで、どのような形で、どの程度現れるかについて、知る権利も評価する権利も持ち合わせていない。これでは、不安が募るばかりである。この不安はかつて公害・環境汚染が叫ばれた際の不安と類似している。とすれば、自己責任によるリスク回避で対処できる性質のものではない。

この点については、環境問題に対する取り組みの歴史がヒントを与えてくれる。公害を発生させている企業の告発運動がなされ、環境アセスメントの方法が整備され、省エネ・省資源が啓蒙され、リサイクル社会への転換へ、という歴史がそれである。この歴史を参考にして、企業がリストラや非典型雇用で不当なリスクを従業員に転嫁していないかチェックする運動を組織する。また、雇用に関するリスク・アセスメントの方法を整備する。さらに、リスク生産がなされた場合には、当事者にリスクをリサイクル（還元）する仕組みを作ること、リスク生産そのものを抑止する。このことは原発問題や遺伝子操作により生み出されるリスクについてもあてはまる。リスク回避に王道はないことを肝に銘じて、

リスク・アセスメントの方法の整備と制度化に早急に取り組むほかないであろう。このことがリスク応答的な福祉国家への道である。

¹ Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. (佐和隆光訳, 1999, 『第三の道 — 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社) 訳195-96頁。

² *Ibid*, 訳195頁。

³ Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『リスク社会 — 新しい近代への道』法政大学出版局) 訳78頁。

⁴ *Ibid*, 訳92頁。

⁵ *Ibid*, 訳29頁。

⁶ *Ibid*, 訳94頁。

⁷ *Ibid*, 訳168頁。

⁸ *Ibid*, 訳174頁。

⁹ *Ibid*, 訳283頁。

¹⁰ *Ibid*, 訳221-22頁。

¹¹ *Ibid*, 訳241頁。

¹² Beck, Ulrich, Anthony Giddens & Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Cambridge: Polity Press (松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳, 1997, 『再帰的近代化—近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房) 訳、322頁。訳の引用に際して、本書との一貫性を保つために、「省察」を「反省」に、「工業社会」を「産業社会」に変えてある。

¹³ *Ibid*, 訳12頁。

¹⁴ Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (東廉・伊藤美登里訳, 1998, 『リスク社会 — 新しい近代への道』法政大学出版局) 訳23頁の注。

¹⁵ *Ibid*, 訳75頁。

¹⁶ 今田高俊, 2001, 『意味の文明学序説 — その先の近代』東京大学出版会, 154-58頁。

¹⁷ *Ibid*, 訳401頁。

¹⁸ Barry Commoner, 1971, *The Closing Circle*, New York: Knopf.

研究要旨 研究分担者がここ数年開拓中の公共哲学という新しいアプローチによって、過去の社会保障論や福祉国家論がどのように再構成され、また厚生経済学がどのように今後展開されるべきかについて考察した。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

山脇直司・東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻 教授

じるためには、従来のアプローチでは不十分であり、学際性を前提にした公共哲学によって、厚生経済学を方向付けることが必要である。

A. 研究目的

社会保障・福祉国家・厚生経済学の公共哲学的な基礎づけ。

B. 研究方法

従来の公私二元論に代わって、政府(官)の公・民の公共性・私的経済活動の三元論に立脚しつつ、政治や経済、その他もろもろの社会現象を理念的かつ経験的に考察していく公共哲学の方法で、上記の研究目的を探求した。

C. 研究結果

『海外社会保障研究』 SPRING 2002 NO. 138 に発表した。

D. 考察

19世紀以降のドイツ、イギリス、日本における社会保障論の展開を体系的に再構成し、また現代の政治哲学的争点や厚生経済学のあり方にも光をあてた。

E. 結論

福祉国家や社会保障の今後のあり方を論

G. 研究発表

1 論文発表

「社会保障への公共哲学的アプローチ——その歴史的・現代的サーベイ——」『海外社会保障研究』N0138 pp.5-13。「多様な近代・ナショナリズム・自己論の再構築」山脇直司他編『ネイションの軌跡』新世社、2001年、pp.7-23。「和の脱・再構築とグローバルな公共哲学」『UP』東京大学出版会2002年1月号、pp.36-41、Opportunities and tasks for a transnational public philosophy for the 21st century, in: W.Pape(ed.) *Models of Integration in Asia and Europe :Generating Public Space for Our Common Future*, European Commission, Luxembourg, 2001, pp.111-118. など。

2 学会発表

Toward a Glocal, Intergenerationally Responsible and Responsive Public Philosophy、第1回グローバル公共哲学京都会議、2001年9月、など。

社会保障への公共哲学的アプローチ ——その歴史的・現代的サーヴェイ——

山脇直司

本稿は、公共哲学という新たな学問が社会保障論にもたらしうる視座や論点を、近・現代の論議を再構成しながら提示していく試みである。

1 公共哲学の概念と二元論的公私観の脱構築

まず、公共哲学（パブリック・フィロソフィ）という多くの人にとってはまだ聞きなれない概念について説明することから始めたい。公共哲学とは、1950年代にアメリカのリップマンによって提唱され、その後1980年代以降、主として英語圏の社会学者（ベラーやサリバンなど）、政治学者（サンデルやウインドロップなど）、倫理学者（グッディンなど）によって、積極的に用いられ始めた学問名称であり、日本でもその名の下に数年前から大掛かりな学際的研究会が催され、シリーズも出版され始めている。¹⁾ そして、一口にこの学問を特徴づけるとすれば、国家や政府を「公」と企業の経済活動を「私」とそれぞれみなす従来の二元論的公私観に代わり、国家や政府によってのみならず、家族と国家の中間領域における人々の社会的活動によっても「公共性」が担われるというパラダイムをコアとして、政治、経済、その他もろもろの社会現象を、理念的かつ経験的に考察していく学問とすることができよう。したがって公共哲学は、「公的(public)」という形容詞を「政府的(governmental)」とほとんど同一視してきた従来の経済学とは決定的に異なる社会認識に立つ学問である。

a) アーレント的・ハーバーマスの公共哲学の意義と限界

ここで、ガバメンタルとは区別されるパブリックについて、数十年來の欧米での議論を基に考えてみよう。欧米で「公共性 (publicness、Oeffentlichkeit)」という概念が論議されるきっかけになったのは、今日では古典と呼びうる二つの書、アーレントの『人間の条件』(1958)と、ハーバーマスの『公共性の構造転換』(初版1961、第2版1990)によってである。アーレントは、古代ギリシャのポリスの政治に範を採りつつ、公共性を、独自性と共通性を重ね持つ人々の言語活動を通じて形成され、かつまた、万人に開示されている世界とみなし、このような公共性が近代の私有財産制や市場経済(彼女が「社会的」と呼ぶもの)の興隆によって消失しつつある現状を指摘しながら、その復権をうたう論理を展開した。²⁾ 彼女の書は、公共性を国家と個人の垂直な関係としてではなく、何よりも対等かつ異質な人々の活動という水平な関係としてとらえ論じた点で、画期的意義を持っている。それに対し、より近代主義的な立場にたつハーバーマスは、古代ギリシャと異なる近代的公共性のあり方を、18世紀西欧における公権力としての国家と宮廷に対抗する市民

(民間人)の公論に見だし、国家的公に抵抗する市民的公共性という図式を、はっきりと定式化したのである。その上でハーバーマスは、19世紀以降、行政国家システムと貨幣経済システムの肥大化によって、市民的公共性を通しての公論形成が困難になっていく姿を、この書の後半部分でえぐり出した。³⁾

この書はその後、ハーバーマスが独自の社会理論を構築する間、忘れられがちであったが、東欧革命直後の1990年に出版された第2版の序文で、彼は、ヘーゲルやマルクスが経済社会という意味で用いた**burgerliche Gesellschaft**とは峻別された**Zivilgesellschaft, civil society**という意味での市民社会を、「教会、文化的なサークル、学術団体、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動から、同業組合、政党、労働組合、オルターナティブな施設までに及ぶ自由な意思に及ぶ自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係 (アソシエーション)」(下線は筆者による)と定義しつつ、市民的公共性実現の場と規定した。⁴⁾ ハーバーマスによれば、このような場における市民は、行政権力や貨幣経済システムの圧力に抗しつつ、「戦略的行為」と異なる「コミュニケーション的行為」に基づく討議によって、合意形成をめざす理性的存在者とみなされる。そして実際、SPD(社会民主党)政権下のドイツで、このようなハーバーマス流の公共性観は、市民活動などにかかなりの影響力を持ちえたと言つてよいだろう。

とはいえ、政府的公とは違う市民的公共性を浮き彫りにしたハーバーマスの公共哲学も、経済活動の公共的次元を考察する上では、アーレント同様に不十分なレベルに留まっている。古代ギリシャのポリスに範を採ったアーレントの場合、経済は、公共領域である人々の政治的活動と家庭という私的領域の中間にあたる社会的領域とみなされ、経済と公共性を関連づけて論じる端緒は全くと言ってよいほど見いだされない。ハーバーマスの近代主義的社会理論の場合も、経済の領域が市民社会から除外されてしまい、専ら市民的公共性と拮抗する貨幣経済のレベルでしか論じられない構造となっているのである。

b) アダム・スミスの公共哲学

このようなアーレント・ハーバーマス流の公共哲学の不備はまた、彼(彼女)らがアダム・スミスの倫理思想ないし公共思想を(意図的に?)無視していることにも起因している。すなわち、18世紀後半のスコットランドで、スミスは、『道徳感情論』(1759)を著し、利己的経済活動の是非を「公平な第三者(impartial spectator)の共感(sympathy)」に委ねる議論を展開していた。⁵⁾ 「神の見えざる手」によって人々の自由な経済活動が思いがけない成果をもたらすことを説いたスミスも、私的経済活動が国家によってではなく、普通の人々ないし市民によって公共的に正当化される必要性を決して忘れてはいなかったのである。したがって、今日の社会科学の教科書では私的とみなされることの多い経済活動も、スミスにおいては市民的公共性と切り離されて考察されるようなものではなかった。公共哲学が政治学的テーマのみならず、経済学的テーマとも結びつかなければならないことを

喚起してくれる点で、スミスの道徳哲学は、明らかに公共哲学の古典の一つと言ってよい。もっともスミスにとって、分配的正義という意味での社会保障は主題になっていないという点で、彼は18世紀的限界に留まっていることは確かであり、第2章でみるように、社会保障のための公共哲学の本格的登場は19世紀に入ってからであった。しかしその点を差し引いても、スミスの公共哲学は今日、アーレント的・ハーバーマスの公共哲学にはみられない「経済活動と公共的ルール」に関する視座を、われわれに提供してくれる。

c) 二元論的公私観から三元論的視座へ———政府(官)の公・民の公共性・私的経済活動
さて、このように政治のみならず経済活動をも公共性の枠内でとらえることで、公共哲学は、経済学をはじめ多くの社会科学が前提としてきた従来の公私観に修正を促す。すでに指摘したように、経済学の教科書のほとんどは「公」を「官」と同等視しており、この事情は、公共哲学と名前の似ている公共経済学 (public economics) という学問においても変わらない。公共経済学は、市場が最適な資源配分に失敗した場合、資源配分を政府に委ねることを解き(説き)明かす学問として自らを規定するからである。⁶⁾ そしてそこでは、官=政府以外の経済活動は私的領域へと一括され、上述したような人々の公共活動は主題化されない。しかしこのような単純なパラダイムでは、社会保障の正統性 (legitimacy) が人々の公共的判断に基づいていることを考察できないのである。したがって今や、こういったパラダイムに代わり、⁷⁾ 「政府(官)の公」と「人々(民)の公共性」と利潤追求をめざす「私的経済活動」を区別しつつ、その相互作用を論考するような公共哲学のパラダイムによって、社会保障問題やそれを克服する社会政策論への新しい視座が導入されなければならない。

では、このような新しい視座によって、近代の社会保障論やそれを包摂する社会政策論はどのように再構成されうることになるのか、次にそれを、ドイツ、イギリス、日本の状況に即していちべつしてみたいと思う。

2 社会保障の公共哲学———その近代的展開

a) ヘーゲル・シュタイン・歴史学派・オールド自由主義———近代ドイツ的展開

すでに触れたように、国家による社会保障が施行され始めたのは、19世紀以降のヨーロッパにおいてであるが、その始まりは、ビスマルク体制の新興国ドイツにおいてであった。そして実際に、それを支えるような社会政策論が、ドイツ語圏ではすでにドイツ国民国家成立に先立つ19世紀前半から展開されていたのである。

19世紀のドイツにおいて、国家による社会保障論が展開され始めたのは、国家から独立した経済社会を「市民(ブルジョア)社会」と呼び、それが、アダム・スミスのな予定調和ではなく、人々に弱肉強食をもたらすが故に、国家による救済措置が必要と説いたヘーゲルに始まると言ってよい。19世紀初めのヨーロッパ社会を考察したヘーゲルは、「欲求(ニーズ)の体系」としての経済社会=市民社会を成り行きに任せておけば、富める者はますます